

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第二千四百二十七号

平成二十六年

木曜日

上野原市樋原字梅久保向一二二九九三番の一
地先まで

新	
七・五〇	九・〇
一八・六	
二二七・二	

山梨県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 上野原丹波山線
三 道路の区域

区		間		新 敷地の幅員 (メートル)	旧 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市樋原字坂本二二九五七番の一地先 から上野原市樋原字坂本二二九七八番地先まで	新 延長 (メートル)	旧 延長 (メートル)	新 延長 (メートル)			
	七・七〇	八・四	四・七〇	九六・五	九六・五	九六・五
	一五・〇					

山梨県告示第百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峠南建設事務所(延長道路課を除く。)において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

区	間	横内正明
上野原市樋原字梅久保向官有無番地先から	旧 の別 新 敷地の幅員 (メートル)	山梨県知事
二 路線名 上野原丹波山線	四・三〇	横内正明
三 道路の区域	一一七・二二	山梨県知事

山梨県公報 第二千四百二十七号

平成二十六年六月二十六日

三七五

二 路線名 身延線
三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長
新	旧	四・五・六・〇	九六・七	九六・七

山梨県告示第百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 湯之奥上之平線
三 道路の区域

区间		旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長
新	旧	八・〇・八・〇	一二・六・九・三	一二・五・三

山梨県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百九十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

区間		旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長
新	旧	一二・〇	一三・〇	三・一

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 一四一号
三 道路の区域

二四七二番の二地先まで

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 橫内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月十六日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人全国源流ネットワーク
2 代表者の氏名 中村 文明
3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塙山上栗生野百五番地二
4 定款に記載された目的

この法人は、源流域の自然、歴史、文化等の資源とその価値に着目し、全国の源流資源の調査と研究、交流を推し進め、研究成果の共有と情報発信を通して、源流に関わる市民、行政、専門家など幅広い人々を対象に、源流域の自然環境の保全や、自然と調和した地域づくりと源流の郷の活性化に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年六月十八日から同年八月十七日まで

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 橫内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月十七日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人すべてっぷ・あっぷる

- 2 代表者の氏名 相澤 裕美
3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町休息千百八十七番地一
4 定款に記載された目的

この法人は、子育て家庭の親とその子ども、妊娠婦や将来親になる者、並びに地域子育て支援者に対して、育児不安・悩みの緩和、子育て・親育ちに関する各種事業を行い、家庭と地域の育児力の向上と、子どもの心と体の健全な成長発達を促し、もつて児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年六月十八日から同年八月十七日まで

山梨県知事 橫内正明

- 土地調査の指定
国土調査法（昭和二十六年法律第一百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 橫内正明

- 一 土地調査の指定年月日 平成二十六年六月十七日
二 調査を行う者の名称 中央市

- 三 調査地域 中央市西花輪及び布施の各一部
四 調査期間 平成二十六年六月十七日から平成二十七年三月二十日まで

- 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塙堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。
- 平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 橫内正明

一 退任

理事	役職名	氏名	住所	退任年月日
長田 一三	甲斐市大塙二六〇一			平成二十六年四月十二日

公安局委員會

山梨県公安委員会規則第五号

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公安局委員会

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

更新時講習の実施に関する規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次のように改正する

第二条第一項第四号中「若しくは道路外致死傷をしたことがない者」を「又は道路外致死傷をしたことがない者及び法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者」に改める。

別表第一の「及び別表第一の中「OHP、ビデオ、テキスト等」を「DVD等の視聴覚教材」に改める。

四 運転適性	(一) 運転適性 診断と指導
技能についての診断と指導	(検査用紙)
(二) 運転適性	

、アナライザー等」を「DVD等の視聴覚教材」に、

に改める。

(三) 安全運転態度の診断と指導
(四) 運転技能診断と指導

器材による運転シミュレーターと指導致る車、視聴覚器材等

イ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。
ウ 運転シミュレーターを操作させて、交通事故、その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。

六十分

四 運転適性についての診断と指導

別表第一の五中「ビデオや映画」を「DVD等の視聴覚教材」に、

「OHP、ビデオ

四 運転適性技能についての診断と指導

(一) 運転適性診断と指導
(二) 運転適性診断と指導
(三) 安全運転態度の診断と指導
(四) 運転技能診断と指導

実技等(教本、運転適性検査器材等)

ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。
イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な具体的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。
ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。
エ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。

六十 分

を

(一) 筆診と導導
(二) 運運診和
(三) 検使用
(四) 實實診和

実技等(教本、運転適性検査器材等)

六十 分

四 運転適性についての診断と指導

(一) 筆診

（一）
運転適性検査器材等

性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。
イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。
ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。

工 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。

六十分

（二）
運転の診断と指導

導る診断実操作運輸検査

ア 所要の運転適性検査用紙により適性検査を実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

イ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

ウ 運転シミュレーターを操作させて、交通事故、その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。

エ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故又は違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。

に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番